平成２６年（フ）第７２８号
堺市堺区協和町１丁１番地１　西団地17号館1102号
債務者　中辻　正子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町416番地３　オアシス18―101号
債務者　田宮　君彦
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
盛岡市緑が丘１丁目６番34号、旧住所盛岡市上田堤２丁目24番45号
債務者　星　　浩二
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１２９０号
名古屋市緑区桃山４丁目201番地　ももやま荘301号
債務者　服部　鎭夫
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４２８号
名古屋市中区新栄２丁目39番15号　第６ハセビル401号
債務者　斉藤　景史
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７３号
岡山県津山市勝部774番地27
債務者　牧野　珠貴
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１６３号
香川県高松市川島東町1738番地７
債務者　加治　尚美（旧姓守山）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８３号
香川県木田郡三木町大字氷上44番地４
債務者　八木かおり
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５３号
佐賀県多久市東多久町大字納所3982番地
債務者　藤野千恵子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５６号
長崎県長崎市本河内３丁目６番15号
債務者　御所　広吉
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５７号
長崎県長崎市本河内３丁目６番15号
債務者　御所由美子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
長崎県長崎市上小島３丁目３番39号、旧住所長崎県長崎市上小島２丁目13番73―105号
債務者　一ノ瀬絵梨子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２００号
長崎県長崎市女の都４丁目36番３―102号
債務者　相庭　和広
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１６号
長崎県長崎市鶴見台２丁目９番13号
債務者　永石　　忠
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７７号
長崎県諫早市永昌東町11番11―402号　プリアデス諫早駅前、前住所長崎県諫早市日の出町35番８号　シティハイムオリエント101号
債務者　坂梨加奈子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
長崎県諫早市小長井町大峰70番地
債務者　西山　清美
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
熊本県八代市郡築四番町80番地２
債務者　岩本　将裕
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午前11時　熊本地方裁判所八代支部